

## 広報とりで「タウン」掲載基準

広報とりで「タウン」のコーナーは、市や官公庁関係機関外の市民活動を掲載し、市民の皆さんのさまざまな活動を支援することで、市民同士の交流につなげることを目的としています。

掲載は無料ですが、広報紙の公共性・公益性を尊重し、次のとおり掲載基準を設けています。

### 1. 掲載の要件

#### 1) 市内に活動拠点を置く市民団体・個人であること

ただし、市外に拠点を置く団体であっても、公共的性格や社会貢献性等が含まれる場合はこの限りではありません。

#### 2) 団体・個人等が主催する催し物や講座、発表会等、市民の皆さんが参加できるもの

広く一般市民を対象としないものは掲載できません。また、団体・サークル等の会員や仲間の募集は「仲間募集」という形で掲載しています。「仲間募集」は各団体年度内に1回までとし、催し物等の記事よりも優先順位を下げての受領となります。

#### 3) 催し物等の開催日や募集の締切日が、掲載希望号から7日以上空いていること

発行日当日に全ての読者が読むとは限らないことから、掲載依頼の日程は掲載希望号から7日以上空くよう、日程の配慮をお願いします。

・広報とりで1日号…8日以降の開催日

・広報とりで15日号…22日以降の開催日

#### 4) 同一団体・個人による連号掲載および同一号での掲載依頼について

多くの方に利用していただきたいため、同じ団体等の方が号を連続して掲載したり、同一号で異なる内容を3件以上掲載することはできません。ただし、行政施策の一環として市役所各課等を経て依頼されたものはこの限りではありません。共催事業は担当課とご相談ください。

### 2. 掲載できないもの

#### 1) 政治活動や宗教活動に関するもの（勧誘や布教を目的とするもの）

#### 2) 営利を目的とするもの

#### 3) 公序良俗に反するもの

#### 4) 個人宣伝および意見広告を目的としたもの

#### 5) 主催者が、過去に広報紙への虚偽掲載や不正をしたことにより、参加者とトラブルになったことがあるもの

#### 6) その他、市長が適当でないと判断したもの

### 3. 掲載依頼の方法

掲載基準を満たし確認事項に同意の上で、掲載希望号の原稿依頼締切日までに提出してください。提出は魅力とりで発信課（取手庁舎2階）へ持参、Eメール、ファクス、または郵送で受け付けています。Eメールの場合は件名を「広報とりで〇月〇日号タウン原稿依頼」としてください。

#### 4. 締切日

広報とりでへの寄稿は各号ごとに締切日があります。ただし、締切日が土曜・日曜・祝日・年末年始など、締切日が早まる場合があります。締切日以降に寄稿された場合、掲載をお断りする場合があります。詳しくは「広報とりで」寄稿締切日一覧のページをご確認ください。

#### 5. 紙面掲載時のルール

- 掲載できるタイトルの行数は2行(約20文字)、本文の行数は15行(約225文字)までです。  
※令和6年6月1日から掲載記事の行数制限を次のとおり一部緩和しました。

掲載号	タイトル	本文
6月1日号から	2行まで(約20字)	15行(約225字)まで ◎1・2件問わず
5月15日号まで	2行まで(約20字)	1件分…10行(約150字)まで 2件分…12行(約180字)まで

- 掲載となった場合は、広報発行前に掲載内容の確認(校正)をお願いしています。ファクスまたは電子メールでの確認をお願いしていますが、難しい場合はご相談ください。
- 校正時はお送りした記事と同じ行数になるよう修正してください。
- 問い合わせ先は、日中つながる電話番号を明記してください。難しい場合は留守番電話サービスの設定や、電話対応可能時間の記載をお願いします。
- 特別な理由がない限り、ファクス番号や電子メールを問い合わせ先にはできません
- 掲載内容の表現を変更する場合があります。
- 紙面には限りがあるため、多数の原稿が寄せられた場合は前月に掲載されていない個人・団体の記事を優先します。
- 記事が入り切らない場合は、抽選を行うことがあります。

#### 6. 注意事項

- 掲載依頼書が受理されても掲載できない場合や掲載を先に送らせていただく場合は、市魅力とりで発信課より連絡をいたします。
- 市・市教育委員会の後援の有無や受付順によって、掲載の優先順位が変わることはありません。
- 公共施設が会場の場合、施設予約の状況を確認する場合があります。
- 掲載情報は、広報とりでの発行と同時に市ホームページに掲載します。

■令和6年度広報とりで寄稿締切日一覧

<b>4/15号</b>	<b>5/1号</b>	<b>5/15号</b>	<b>6/1号</b>	<b>6/15号</b>	<b>7/1号</b>	<b>7/15号</b>	<b>8/1号</b>
3/5 (火)	3/21 (木)	4/2 (火)	4/12 (金)	5/7 (火)	5/21 (火)	6/5 (水)	6/20 (木)
<b>8/15号</b>	<b>9/1号</b>	<b>9/15号</b>	<b>10/1号</b>	<b>10/15号</b>	<b>11/1号</b>	<b>11/15号</b>	<b>12/1号</b>
7/2 (火)	7/19 (金)	8/6 (火)	8/20 (火)	8/30 (金)	9/18 (水)	10/4 (金)	10/21 (月)
<b>12/15号</b>	<b>1/1号</b>	<b>1/15号</b>	<b>2/1号</b>	<b>2/15号</b>	<b>3/1号</b>	<b>3/15号</b>	<b>4/1号</b>
11/6 (水)	11/19 (火)	11/28 (木)	12/10 (火)	1/6 (月)	1/10 (金)	2/3 (月)	2/18 (火)

【問い合わせ先】

取手市役所 政策推進部 魅力とりで発信課  
 〒302-8585 取手市寺田5139  
 電 話 0297-74-2141(内線1193~1196)  
 F A X 0297-73-5995  
 メール miryoku@city.toride.ibaraki.jp